

住宅の耐震診断・耐震改修工事へ補助を行います

1. 補助対象となる住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、長屋、併用住宅（住宅の用に供する部分が過半以上のものに限る。）
- ② 市内に存在する住宅であり、耐震対策を行った後も、主たる居住の場として利用されること
- ③ 建築基準法の規定に基づく違反がないこと
- ④ 簡易耐震改修工事については、木造の住宅であること
- ⑤ 過去にこの事業により耐震診断や耐震改修工事を行っていないこと

2. 補助内容

①耐震診断

（耐震診断技術者※1が建築基準法の規定や国の定める方針に基づき行うもので、県内に営業所がある事業者が診断する場合に限る）。

補助額 補助対象経緯と13万6千円を比較して、いずれか少ない額

（※1）所定の講習を受けた建築士又は構造設計一級建築士

②耐震改修工事

（市内に営業所がある事業者が施工する場合に限る）

耐震診断により、倒壊・崩壊する危険性が高い、又はその危険性があると評価されたものについて、地震に対して倒壊することのないレベルまで安全性の向上を図る工事（実施設計費用も含まれます）。

補助額 補助対象経費と100万円を比較して、いずれか少ない額

市町村民税非課税世帯は100万円を超える部分の2/3（最大50万円）の上乗せ補助

③簡易耐震改修工事

（市内に営業所がある事業者が施工する場合に限る）

耐震診断を行った結果、上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて、上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を高める工事

補助額 補助対象経費と50万円を比較して、いずれか少ない額

④耐震シェルター等設置工事

耐震診断により、倒壊・崩壊する危険性が高い、又はその危険性があると評価されたものについて、地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置（耐震シェルター及び耐震ベッド）で知事が認めるものを設置する工事

補助額 補助対象経費と20万円を比較して、いずれか少ない額

3. 申請期限

令和6年4月1日 ～ 令和6年12月27日

4. 工事完了期限

令和7年2月28日

5. 注意事項等

- ①耐震改修工事のみに補助を受ける場合も、事前に耐震診断技術者による耐震診断が必要です。
- ②申請は敷地単位となりますので、敷地内に2棟あっても用途上不可分の住宅であれば1つの申請となります。
- ③同一の建物について、二度の補助を受けることはできません。
- ④交付決定前に工事契約を行った場合は、補助を受けることができません。
- ⑤リフォーム工事を併せて行う場合は、耐震改修に要する経費のみが対象となります。
- ⑥市税を滞納している場合は補助を受けることができません。
- ⑦予算の範囲内での補助となりますので、申込みが多数の場合は先着順となります。
- ⑧補助金を耐震診断・改修工事を行う業者が受け取り、申請者は差額のみを支払う代理受領制度があります。



補助の申請先、問合せ先

丸亀市役所建築住宅課 電話(0877)24-8814 (直通)